

2019（令和元）年度～2023（令和5）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
重点目標 I 暴力の未然防止					
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化					
主要施策① 未然防止に向けた意識啓発					
施策の内容(1) 学校における人権教育の推進					
1		教育局	①行政課 ②行政課(県立学校) ③高校教育課 ④特別支援教育課 ⑤生涯学習課	学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。	学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組み 交際相手からの暴力への対応に関する啓発の実施及び相談窓口の周知
施策の内容(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発					
2		①②福祉子どもみらい局 ③教育局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③行政課(県立学校)	かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。	若年者向けの交際相手からの暴力に関する啓発の実施及び相談窓口の周知を行う。
3		教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。
施策の内容(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進					
4		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	暴力の未然防止のための、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、「アサーティブコミュニケーション能力トレーニング」や「アンガーマネジメントセミナー」、「メンタル回復トレーニング」等によるDV予防対策を進める。
施策の内容(4) 県民への啓発活動の充実強化					
5		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を収集・分析した結果をとりまとめた啓発冊子を作成する。
6		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布及びインターネットの活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施する。

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校) ②生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(67件) ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を実施した。 ④指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑤人権教育の取り組みや相談窓口を掲載した「PTA活動のためのハンドブック」を改訂し、PTA団体等に対して周知啓発を行った。</p>	<p>①毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。 ②毎年度生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談を受け付けた。 ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を継続して実施した。 ④県立特別支援学校において児童生徒の実態に応じた人権教育を推進し、男女平等の理念に基づく教育活動に取り組んだ。 ⑤「PTA活動のためのハンドブック」については、毎年度掲載内容を見直すとともに、令和5年4月には5年に1度の全面改訂を行った。この冊子は毎年度、市町村教育委員会を通じて各学校やPTA団体に対して周知している。また、県内のPTA連合団体の総会等でも毎年紹介を行い、周知啓発を行った。</p>	<p>①外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。 ②県立学校の生徒に向けて交際相手からの暴力への対応に関する啓発をするとともに、校内における相談窓口で相談を受け付け、児童・生徒が安心して過ごせるよう努めた。引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。 ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発をすることができた。次年度以降も引き続き、男女平等の理念に基づく教育に取り組んでいきたい。 ④指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑤「PTA活動のためのハンドブック」については各PTA団体において活動の手引きとして利用されている。今後とも、掲載内容について見直しを行うとともに、周知啓発に努めていく。</p>
<p>①・X(旧Twitter)広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV防止啓発冊子を作成し、県内の高等学校等1年生に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画を令和2年度に作成し、令和5年度も引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を10回実施した。(延992人参加) ③生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(67件)。</p>	<p>①・X(旧Twitter)広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV防止啓発冊子を毎年度6月に作成し、県内の高等学校等1年生に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画を令和2年度に作成し、令和5年度まで引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を令和元年度4回、令和2年度7回、令和3年度9回、令和4年度10回、令和5年度10回実施した。(5年間の延参加人数:4,445人) ③毎年度生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談を受け付けた。</p>	<p>①継続する。 ②デートDVに関する知識を県内の高校生等に周知し、デートDV防止啓発に資することができた。今後もデートDV防止啓発冊子の作成及び配布、デートDVに関する短編動画の配信、デートDV防止啓発講座の実施を継続する。 ③県立学校の生徒に向けて交際相手からの暴力への対応に関する啓発をするとともに、校内における相談窓口で相談を受け付け、児童・生徒が安心して過ごせるよう努めた。引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。</p>
<p>各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)</p>	<p>毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。</p>	<p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。</p>
<p>DV発生子防のための啓発冊子を配布するとともに、より多くの県民に最新の情報を提供するため、令和6年3月に冊子の改訂を行った。</p>	<p>DV発生子防のための啓発冊子を配布するとともに、より多くの県民に最新の情報を提供するため、令和6年3月に冊子の改訂を行った。</p>	<p>DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方について周知啓発し、暴力の未然防止に資することができた。 今後もDVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を継続する。</p>
<p>被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがの周知広報を行った。</p>	<p>収集した事例をもとに精神的暴力等の気づきを促す啓発まんがを制作し、県内大学等に配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。 被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、公共交通機関などを活用して啓発まんがの周知広報を行った。</p>	<p>被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の認知を広める必要がある。</p>
<p>DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。</p>	<p>最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、毎年度6月に多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。 なお、冊子やリーフレットは、ホームページにも掲載した。</p>	<p>DV防止啓発冊子等の作成・配布及びホームページの掲載により、県民への暴力防止啓発活動の充実を図ることができた。 今後もDV防止啓発冊子等の作成・配布及びホームページへの掲載を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
7		くらし安全防災局	くらし安全交通課	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	犯罪被害者週間にあわせた広報、啓発事業等を通じて、DV被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。
8		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等の実施による、啓発活動の充実(女性向けDV防止啓発講座・男性向けDV防止啓発講座)
9		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室	かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)について理解を深めるための啓発を行う。
主要施策② 早期発見に向けた連携					
施策の内容(1) 医療機関等との連携					
10	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。
主要施策③ 加害行為の抑止					
施策の内容(1) 加害者からの相談への対応					
11	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
施策の内容(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進					
12		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。	加害者の更生のための指導
13	211	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備					
施策の方向2 相談体制の充実					
主要施策① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実					
施策の内容(1) 被害者の状況に応じた相談の実施					
14		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。
15	165へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施します。	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施する。
16	32、166、177再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
17	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
県内5箇所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施。	犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンにかわり、県庁ロビーで犯罪被害者等支援パネル展を実施した。	犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。犯罪被害者等への県民・事業者の理解促進を効果的に行うため、引き続き、多くの集客が期待できる会場でのキャンペーンや、市町村と連携した講演会や各種の普及啓発事業を実施する。
DV被害を防止する啓発講座を4回実施した。(延75人参加) 第4回は男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。	DV被害を防止する啓発講座を5年間で計17回実施した。(5年間の延参加人数:214人)【コロナにより3回中止】 令和4年度及び令和5年度は、男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を実施し、県民への暴力防止啓発活動の充実を図ることができた。 今後も、女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座を継続する。
①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響について周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。	①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響について周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。	①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響についての理解を深めるための啓発を行うことできた。 今後も周知啓発を継続する。 ②継続する。
DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。 今後も情報提供を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数):318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	継続する。
加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。 加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	継続する。
①②被害者支援のための相談を実施した。 DV相談:5,353件	①被害者支援のための相談を継続して実施した。 ②被害者支援のための相談を実施した。 DV相談(5年間延件数):27,423件	①被害者支援のための相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も被害者支援のための相談を継続する。 ②被害者のための相談を実施する。
専門相談を実施した。 法律相談:42件 精神保健相談:4件 メンタルケア:44件 DV専門相談件数:計90件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。	専門相談を継続して実施した。 法律相談(5年間延件数):297件 精神保健相談(5年間延件数):40件 メンタルケア(5年間延件数):168件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。	専門相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も専門相談を継続する。
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	新型コロナウイルス感染症の拡大により2022年度まで中止していたが、2022年度から県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(2) 被害者支援のための情報収集・提供等					
18		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	県の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援等の情報収集・情報提供事業を実施する。
19		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。	被害者支援に関して、ホームページを活用した情報提供を実施する。
20		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行う。
施策の内容(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供					
21		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
施策の内容(4) 休日夜間緊急体制の確保					
22	169へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。
23	171へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。
24	172へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立
25	170、176再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
施策の内容(5) 男性相談の実施					
26	167へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。
27	11、168へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
主要施策② 相談者の安全確保と配慮					
施策の内容(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持					
28		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全確保の対策を必要に応じ実施する。
29		県警察本部	人身安全対策課	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境の整備(配偶者からの暴力の特性に関する理解)

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
①②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。	①②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。	①相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行い、被害者支援に資することができた。今後も情報提供等を継続する。 ②相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行う。
ホームページを活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。	①②③ホームページを活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。 ①また、SNS(LINE)や地域情報誌等を活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。	①現在支援を求めている方のみならず、潜在的に支援を必要としている方にも届くよう、積極的な広報が必要である。 ②DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等についての情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ③DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施する。
①保護命令の申し立てに関する助言や書面提出請求に対する対応を行った。 ②保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。 ②保護命令の制度説明や申し立てに関する助言、書面作成を行った。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行い、被害者支援に資することができた。今後も相談者や裁判所等からの求めに応じ、助言や書面作成を継続する。 ②保護命令の制度説明や申し立てに関する助言、書面作成を行う。精神的DVも保護命令の対象となったことを被害者に啓発することや、精神的DVによる書面作成に関して情報収集を行う。
①県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。 ②職務関係者からの問い合わせ等に対し、情報提供等を行った。 ③県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。	①③県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。 ②職務関係者からの問い合わせ等に対し、情報提供等を行った。	①市町村・福祉事務所・民間団体等の関係機関との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続して実施する。 ②職務関係者に向けた情報提供等を行うことができた。今後も情報提供等を継続する。 ③DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を継続して実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	時間外の相談体制を確保し、被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も休日夜間のDV相談を継続する。
休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。また、休日夜間緊急対応の人員確保に努める。
休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン :249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数) :1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
男性被害者相談を実施した。 男性被害者相談:729件	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談(5年間延件数) :4,128件	男性被害者相談を継続して実施し、男性被害者への相談支援を行うことができた。 今後も男性被害者相談を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数) :318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室で実施した。	警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室で実施した。	相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談できる環境を整備した。 今後も環境整備を継続する。
被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
30		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。
施策の内容(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
31		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。
32	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
33	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力
34	76	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
主要施策③ 適正な情報の管理					
施策の内容(1) 適正な情報の管理					
35		①福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③人身安全対策課	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等が相談しやすい環境の整備(被害者等に係る情報の保護)
主要施策④ 相談窓口の利用促進					
施策の内容(1) 県民への周知及び利用促進					
36		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	県の被害者相談窓口案内カード等の配布やインターネット等の活用により、相談窓口の周知を行う。
37	33へ再掲	国際文化観光局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への協力
38		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。	SNSを活用したDV相談窓口を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。
施策の内容(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進					
39	10へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。 ②会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。</p>	<p>①③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。 ②会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。</p>	<p>①継続する。 ②関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を行うことができた。 今後も情報交換・情報提供等を継続する。 ③県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施する。</p>
<p>外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。</p>	<p>外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを毎年度作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。</p>	<p>外国人、障がい者等が相談できる窓口について情報提供を行い、適切な対応を行うことができた。 令和6年度からは、多言語相談窓口案内チラシを13言語で作成し、より多様な相談者への周知を行う。</p>
<p>外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件</p>	<p>外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。</p>	<p>外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。</p>
<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>引き続き様々な媒体を通じて情報提供を行う。</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>①②公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心感をもって相談してもらいように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。</p>	<p>①公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 ①②被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心感をもって相談してもらいように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。</p>	<p>①相談者の情報流出を防止する体制を確立し、関係部署も含めた適正な情報管理を行った。 今後も適正な情報管理を継続する。 ②相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 ③継続する。</p>
<p>県のDV相談窓口の案内カードを、県施設、市町村のみならず、協力を得られた民間施設や各警察署、病院等に配布した。 また、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、高校生向けデートDV防止啓発冊子を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、会議等で周知・配布依頼を行った。</p>	<p>県のDV相談窓口の案内及びDVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、高校生向けデートDV防止啓発冊子を毎年度作成し、関係機関、関係施設に配布するとともに、会議等で周知・配布依頼を行った。</p>	<p>各種リーフレット等の配布により、相談窓口を周知することができた。 今後も各種リーフレット等の作成及び配布を継続する。</p>
<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。</p>	<p>引き続き様々な媒体を通じて情報提供を行う。</p>
<p>・電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談を実施した。 ・DV相談窓口の案内カードの配布などにより、相談窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相談件数3,197件</p>	<p>本事業は令和元年度より本格実施をしているところだが、計画期間を通じて事業実施期間の通年化、相談受付日数の充実(2→4日)、回線の拡充(2→4回線)などに取組み、県内のDV被害者等に対する助言、適切な関係機関へのつなぎ等の支援を実施してきた。</p>	<p>計画期間を通じて相談件数も増加傾向にあり、需要も高い。また相談解決件数(相談者が求める助言・情報等を提供できた件数)も増加傾向にある。 適切な関係機関へのつなぎ等の支援を実施するため、引き続き若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境の整備及び窓口の周知に努めていく。</p>
<p>DV防止啓発冊子や案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。</p>	<p>最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。</p>	<p>医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。 今後も情報提供を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進					
40		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。
主要施策⑤ 通報制度の周知					
施策の内容(1) 医療関係者等への通報制度の周知					
41		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。
重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備					
施策の方向3 一時保護と安全確保					
主要施策① 一時保護の実施					
施策の内容(1) 一時保護体制の確保					
42		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。
43	69へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。
44	70へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置
45		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。
施策の内容(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施					
46	81へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
47	82へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。
施策の内容(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業					
48	180へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。
主要施策② 一時保護利用者への支援					
施策の内容(1) 被害者への支援					
49		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。
50		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。
51		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。
52	77へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。
53	78へ再掲	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介
54		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。
施策の内容(2) 同伴児童への支援					
55		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。
56		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。
57		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談所等と連携し、児童の支援に努める。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。	DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付することで、窓口の周知につながった。引き続き窓口が周知されるよう地域で活動する民生委員・児童委員と連携していく。
DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	最新の情報を提供するため、毎年度6月にDV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	医療関係者等に対し、相談窓口等の情報を提供することができた。今後も情報提供を継続する。
本人の意思に基づき、一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。	本人の意思に基づき、一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。	関係機関と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思に基づき、迅速かつ適切な一時保護を実施する。
被害者の安全な保護ができるよう警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応を務めた。また、被害者を安全に保護できるよう、県警との調整も行った。	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応する。引き続き、安全な保護の実施のため、位置情報の扱い等について、県警と調整を行う。
関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	継続する。
休日夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。	休日夜間の受け入れ体制及び一時保護体制の確保に努めた。	休日夜間の受け入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保する。
民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行う。
被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた適切な施設の活用にも努める。
県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県、市町村、民間団体と連携して一時保護の実施をすることで女性保護を充実することができた。引き続き三者協働で事業を実施しつつ、必要に応じて施設のメンテナンスを実施していく。
看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のケアを行った。	看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のケアを行った。	新たに配置された保健師も含め、看護師や心理判定員による被害者の健康回復支援に努める。
保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努めた。また、母子のアセスメントを実施した。	保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努めた。また、母子のアセスメントを実施した。	保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努める。また、母子のアセスメントを実施し、必要な支援を検討する。
民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。
民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(580件)	民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。 R1:362件、R2:331件、R3:456件、R4:504件、R5:580件	民間団体との連携しながら、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。 通訳支援件数は年々増加しており、今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、通訳支援に取り組む。
被害者の状況に応じ、ケースカンファレンスを実施、本人の意向を尊重しながら支援方針を決めた。	被害者の状況に応じ、ケースカンファレンスを実施、本人の意向を尊重しながら支援方針を決めた。	被害者の個々の状況に応じ、支援調整会議を実施し、支援方針を決定する。
生活リズムの安定や学習の機会を保障するため、同伴児童へ学習の機会を提供した。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供した。また、学習面の支援だけでなく、心理的ケアにも努めた。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を保障し生活リズムを整えるだけでなく、面前DVで傷ついている子の心理的ケアにも努める。
心理判定員等による同伴児童への聴き取りや心理的ケアを行った。	心理判定員を配置し、同伴児童への聞き取りや心理的ケアを実施した。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図る。
個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。	コロナ禍においても、感染予防に努めつつ、必要な支援が必要なタイミングで導入し、支援の充実が図れた。	適切な助言を得ることで児童の状況に即した支援を導入することができた。継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
58		福祉子どもみらい局	①女性相談支援センター ②児童相談所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。
59		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。
主要施策③ 被害者の安全の確保と配慮					
施策の内容(1) 通報への対応					
60		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。
61		県警察本部	人身安全対策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立
62	79へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。
63	80へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応
施策の内容(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護					
64		県警察本部	人身安全対策課	警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。	被害者等の保護措置の徹底
65		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。	加害者に対する指導警告等の実施
施策の内容(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援					
66		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供
67		県警察本部	人身安全対策課	警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。	警察本部長等の援助の申出への対応
施策の内容(4) 一時保護における安全の確保					
68		健康医療局	保健福祉事務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援
69	43	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。
70	44	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置
71		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談支援センター	被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。	被害者の安全を守るために行う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況に応じた環境を提供することが出来るか、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえ、検討する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。	①カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。 ②児童相談所と女性相談所が横の繋がりを意識し、児童の安全安心に配慮した適切な一時保護が実施できた。	①DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図る。 ②児童の安全安心に配慮した適切な一時保護が実施できた。 継続する。
プレイルームや学習室の維持管理と事故防止も含めた環境整備に取り組んだ。	プレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境整備に努めた。	プレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境整備に努める。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	通報者に対して被害者への情報提供を依頼することなどにより、被害者の安全確保を図った。 今後も被害者の安全確保に向けた情報提供等を継続する。
被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	継続する。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。	通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼するとともに、関係機関と連携し対応した。 今後も情報提供等を継続する。
事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。	継続する。
被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。	継続する。
事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	継続する。
被害者の心情等を理解し対応する。活用できる制度、自衛手段等について、教示した。	被害者の心情等を理解し対応する。活用できる制度、自衛手段等について、教示した。	継続する。
被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	継続する。
安全確保のため同行支援を実施した。	安全確保のため同行支援を実施した。	同行支援により、被害者が安全に移動、施設入所をすることができた。
被害者の安全な保護ができるよう警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応を務めた。また、被害者を安全に保護できるよう、県警との調整も行った。	引き続き関係機関との連携を密に図り、安全かつ適正警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応する。引き続き、安全な保護の実施のため、位置情報の扱い等について、県警と調整を行う。
関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	継続する。
①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行い、女性保護施設のワーキングチームで検討を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。	①被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間被害者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。 ②被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境作りを検討していく。引き続き、使用目的を限り、通信機器等の利用を行う。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(5) 保護命令に係る安全の確保					
72		①②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③人身安全対策課	被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。 保護命令制度の説明 関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と情報提供
73		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告
74		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。
75		県警察本部	人身安全対策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供
施策の内容(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
76	34、132へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
77	52	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。
78	53	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介
79	62	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。
80	63	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応
81	46	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
82	47	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用にも努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。
主要施策④ 適正な情報の管理					
施策の内容(1) 適正な情報の管理					
83		①福祉子どもみらい局 ②県警察本部	①女性相談支援センター ②人身安全対策課	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等に係る情報の保護に配慮した。
84		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③共生推進本部室 ④人身安全対策課	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 支援者等の関係者の安全の確保

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるように助言、相談を行った。裁判所からの書面提出請求に速やかに回答した。 ③被害者の請求は無かった。 ④被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるように助言、相談を行った。裁判所からの書面提出請求に速やかに回答した。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>①被害者に対し、保護命令制度について説明・助言するとともに、関係機関と連携を図りながら書面提出等を行い、保護命令に係る被害者の安全確保を図った。今後も被害者の安全確保に向け説明・助言及び書面提出等を継続する。 ②精神的DVも保護命令の対象となったことから、制度について情報収集を行う。被害者に対し、保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行う。 ③継続する。</p>
<p>加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。</p>	<p>加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。</p>	<p>継続する。</p>
<p>保護命令が発令された被害者に対し、市町村等関係機関や警察との連携を図り、被害者への助言を行った。</p>	<p>裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行った。</p>	<p>保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。</p>
<p>被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(580件)</p>	<p>民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国人被害者の支援を行った。 県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。 R1:362件、R2:331件、R3:456件、R4:504件、R5:580件</p>	<p>民間団体との連携しながら、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。 通訳支援件数は年々増加しており、今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、通訳支援に取り組む。</p>
<p>相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。</p>	<p>相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼した。</p>	<p>通報者に対して被害者への情報提供(児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等)を依頼するとともに、関係機関と連携し対応した。 今後も情報提供等を継続する。</p>
<p>事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。</p>	<p>事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。</p>	<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。</p>	<p>民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行う。</p>
<p>被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。</p>	<p>被害者の状況に応じて、関係機関と連携しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。</p>	<p>障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた適切な施設の活用を努める。</p>
<p>①適正な情報管理を行った。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①被害者の一時保護における安全を確保し、適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①被害者の一時保護における安全を確保するため、適正な情報管理に努める。 ②継続する。</p>
<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②適正な情報管理を行った。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②適正な情報管理に努め、職員や民間団体スタッフの安全確保に努めた。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。</p>	<p>①相談に関する情報について適正な管理を行った。今後も適切な情報管理を継続する。 ②職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努める。 ③継続する。 ④継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
重点目標Ⅳ 自立支援の促進					
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援					
主要施策① 生活基盤を整えるための支援					
施策の内容(1) 住まいの確保					
85		①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。情報の収集、提供による相談対応。引き続き関係機関との連携を密に図り、支援が発生した際に安全かつ適切な支援を実施できるよう体制を維持していく必要がある。
86		健康医療局	保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援
87		県土整備局	住宅計画課	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。
88		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。
施策の内容(2) 就労の支援					
89		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。	就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。
90		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等) 母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援
91		産業労働局	産業人材課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練
92		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。	生活保護受給者等就労自立促進事業

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携し、住居確保に関する情報収集及び被害者への情報提供を行った。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、住居確保に関する情報収集及び被害者への情報提供に努めた。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>①被害者が安心して生活できる住まいの確保について情報提供を行うことができた。 今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、安心して生活できる住居の確保に関する情報を収集し、被害者への情報提供を行う。 ③利用を希望する被害者が、安全な地域に、間を置かず、無料定額宿泊所等に居所を得ることができた。ただし、被害者が希望しても、民間住宅は入居に必要な費用や緊急連絡先がない等の理由で、契約することが難しく、設定に時間がかかる場合がある。 また、県外避難により、住居設定の下見が難しい場合もあるため、安全な住まい探しの仕組みが必要。 引き続き、関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行い、自立を支援していく。</p>
<p>関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用実績はなかった。 関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。</p>	<p>全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等の活用について理解を深め、自立を支援する。 関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行う。</p>
<p>令和5年度までに累計41,321戸のセーフティネット住宅の登録を行うとともに、セーフティネット住宅の周知や利用等について、県民へ情報提供を行った。 また、DV被害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、居住支援に携わる市町村職員や関係団体に対し、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を実施した(1回、12名参加)。</p>	<p>セーフティネット住宅の登録については、大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加した。 また、居住支援に携わる市町村職員等に対し、居住支援と福祉の両方の知識習得と意識強化等を図る講座を実施した。</p>	<p>登録住宅の戸数の増加に伴い、セーフティネット住宅の登録内容の一層適切な管理に努めるとともに、引き続き登録の促進と県民への情報提供を行う。 また、居住支援に携わる市町村職員等に対して、継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設け、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。</p>
<p>県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。</p>	<p>【母子・父子の各年度の応募人数(抽選優遇対象者)】 2019年度 992人 2020年度 786人 2021年度 724人 2022年度 786人 2023年度 707人</p>	<p>継続予定</p>
<p>①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、情報収集及び提供に努めた。</p>	<p>①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②就労支援に関し情報収集するとともに、福祉事務所と連携し、被害者に情報提供した。</p>	<p>①県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行うことができた。 今後も情報提供を継続する。 ②就労支援に関し情報収集するとともに、福祉事務所と連携し、被害者に情報提供する。</p>
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,253件、就業支援講習会17回</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談4,871件、就業支援講習会85回</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談件数は、令和元年度から令和5年度で約2.4倍まで伸びており、母子家庭の母等の就業支援を図ることができた。 就業相談の実績について、相談者の居住地域によって偏りがあるため、出張講座を行うなど、より広域の母子家庭の母等への支援につなげていきたい。</p>
<p>職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者数はそれぞれ16名と44名であった。</p>	<p>職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。 優先枠での5年間の入校者数はそれぞれ75名と334名であった。</p>	<p>委託訓練は訓練期間が概ね3か月間で短いことや、OA機器や医療事務などの訓練が多く、優先枠を利用する対象者にとって受講しやすいく状況と考える。 引き続き、受講者ニーズを踏まえながら、実施していく。</p>
<p>福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。</p>	<p>①②福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。 ②ハローワーク、就労移行支援事業所等への同行による支援を実施した。</p>	<p>①個々の状況や個別のニーズに対応することで、就労に繋がるケースが増えるなど、一定の成果が見られる。一方で就労後の定着支援については課題が残る。引き続きハローワークと福祉事務所が一体となって支援を行っていく必要がある。 ②情報提供により選択肢を増やし、本人の意思を時間をかけて支えることにより、自立への道すじができた。 福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を行う。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(3) 経済的な支援					
93		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。
94		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。
95		①くらし安全防災局 ②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③人身安全対策課	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度)	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。
96		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
施策の内容(4) 各種制度の周知と活用への支援					
97		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。
98		健康医療局	医療保険課	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関して、制度の周知に努める。
99		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
100		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。
101		政策局	市町村課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。
102		教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報収集及び被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①経済的自立に向けた支援に関する情報提供及び助言を行うことができた。 今後も情報提供及び助言を継続する。 ②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行う。</p>
<p>①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。 被害者の安全確保に充分配慮のうえ、適正な運用を実施した。</p>	<p>①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。 被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。</p>	<p>①DV被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、DV法に基づく支援の充足について、課題と感じている。 ②被害者が安全に生活保護を受給することができた。しかし、DV被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、避難した時点からすぐに活用できるDV法等に基づく経済面の支援の充足が必要。 関係機関と連携し、安全に配慮しながら生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を行う。また、被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施する。</p>
<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。</p>	<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。</p>	<p>①引き続き、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供する。 ②必要に応じ、犯罪被害給付制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ③継続する。</p>
<p>①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報収集及び被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行った。</p>	<p>①各種貸付制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報を収集し、被害者に情報提供を行う。</p>
<p>①②相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。</p>	<p>①②相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。</p>	<p>①②被害者の自立のための各種手続きについて情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行した。今後も情報提供及び証明書等の発行を継続する。</p>
<p>指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。</p>	<p>指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。</p>	<p>引き続き、保険者を通じて制度の周知に努めていく。</p>
<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、法テラスの活用等の情報提供や相談対応を行った。</p>	<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所と連携し、法テラスの活用等の情報提供や相談対応を行った。</p>	<p>①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行う。</p>
<p>①②相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ③福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者へ情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者を保護するための制度について情報収集を行い、被害者へ情報提供を行った。</p>	<p>①住民基本台帳閲覧制限等の制度について情報提供を行うことができた。今後も情報提供を継続する。 ②福祉事務所と連携し、住民基本台帳閲覧制限や警察への相談等、被害者を保護するための制度について情報収集を行い、被害者へ情報提供を行う。</p>
<p>住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。</p>	<p>住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。また、国が策定する事務処理要領の改正がある都度、県内市町村担当課には周知を行った。</p>	<p>県内市町村からの個別具体的な相談について、国が策定する事務処理要領等に則り、指導、周知を行うことで、県内市町村にて統一的かつ適切な事務の実現につながっていると考える。 また、県内市で構成する研究会等の議題に上がることで、より一層の統一的な事務取扱の周知への期待が持てる。</p>
<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理することができた。次年度以降も引き続き、被害者の同伴児童の転校先等の情報について厳重に管理する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
103		教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める
主要施策② 安定した生活に向けた支援					
施策の内容(1) 中長期支援施設の運営に対する支援					
104	178へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。
105	179へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)
施策の内容(2) 精神的なケアの充実					
106		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。
107		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施する。
108		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	自助グループの立ち上げを支援します。	自助グループ立ち上げを支援する。
109		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。
施策の内容(3) 被害者と同居する子どもに関する支援					
110		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。
111		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	児童手当における広域連携
112		教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談
113		教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等 (県立高等学校、中等教育学校)
114		教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p> <p>【県央】市町村教育委員会と連携した取組の中で、必要な助言を行ってきた。</p> <p>【中】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p> <p>【県西】市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用ができた。</p>	<p>【湘南三浦】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p> <p>【県央】引き続き、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ、円滑な運用に努める。</p> <p>【中】今後も管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めていく。</p> <p>【県西】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p>
<p>中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。</p>	<p>中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。</p>	<p>連絡会議を開催し、民間団体との情報共有を通して、被害者支援の強化を図った。</p>	<p>中長期支援施設を運営する民間団体に対し、連絡会の開催等、一時保護後の切れ目のない支援を目指し連携強化に努める。</p>
<p>民間団体の自立支援活動へ補助を行った。</p>	<p>民間団体の自立支援活動へ補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>心理カウンセラーによるメンタルケアを実施した。 メンタルケア:44件 被害者の精神的なケアの一層の充実を図るため、実施枠を拡充した。(月6枠→月7枠)</p>	<p>心理カウンセラーによるメンタルケアを継続して実施した。 メンタルケア(5年間延件数):168件 被害者の精神的なケアの一層の充実を図るため、実施枠を令和3年度までは月4枠、令和4年度は月6枠、令和5年度からは月7枠に拡充した。</p>	<p>メンタルケアを継続して実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ることができた。 今後もメンタルケアを継続する。</p>
<p>参加者数の減少等から自助グループ立ち上げ支援事業を終了し、同じ心理的援助という事業目的であり、希望者の多いメンタルケアを充実させた。</p>	<p>被害者の心理的援助を目的に自助グループ立ち上げ支援事業を実施してきたが、参加者数の減少等から令和4年度末で事業を終了し、同じ事業目的であり、希望者の多いメンタルケアを充実させた。 自助グループ立ち上げ支援(4年間延件数):73件</p>	<p>令和4年度末で自助グループ立ち上げ支援事業を終了し、メンタルケアを継続する。</p>
<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。</p>	<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。</p>	<p>相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を今後も行う。</p>
<p>①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、必要に応じて児童相談所等との情報共有を行った。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、子どもの心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、必要に応じて児童相談所等との情報共有を行った。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、子どもの心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>①児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、児童相談所等と連携し、子どもの安全確保を図ることができた。今後も情報提供等を継続する。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況を共有するとともに、被害者である母に対し、DVによる子どもへの影響や心のケアについて、相談窓口等の情報提供を行っていく。</p>
<p>DVIによる心理的虐待の相談受付件数690件(速報値)であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。</p>	<p>R1～487件/R2～472件/R3～652/R4～798</p>	<p>学校との連携を図ることで児童の状況を適切に把握し、支援をすることができた。 継続する。</p>
<p>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化の中で、貧困やヤングケアラー、性的マイノリティー等の新たな課題が顕在化し、より一層複雑で深刻な困難を抱えた子どもたちの対応が求められている。そのため、令和5年度より、様々な課題や困難を抱える子どもの実態を把握し、すべての教員が迅速かつ的確に対応していく「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進している。</p>	<p>「かながわ子どもサポートドック」の取組を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校が協働し、これまで把握できていなかった児童・生徒の困難を把握できただけでなく、教職員の意識が高まり、チームで支援する体制が構築できたという効果も見られている。 令和6年度以降も、「かながわ子どもサポートドック」の推進を図る。</p>
<p>スクールカウンセラーによる相談を24,997件、スクールソーシャルワーカーによる対応を18,654回行った。</p>	<p>スクールカウンセラーによる相談を104,139件、スクールソーシャルワーカーによる対応を44,535回行った。</p>	<p>コロナ禍により社会環境が変化し、子どもが抱える困難が複雑化・深刻化したことから、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなどして、子どもの心のケア等に努めた。 今後も引き続き、子どもが抱える困難を早期に把握し、対応していくため、教育相談体制を充実させていく必要がある。</p>
<p>総合教育センターでは、来所による相談(4,022件)、電話による相談(7,971件)、メールによる相談(373件)等に応じた。</p>	<p>来所による相談、電話による相談、メールによる相談に加え、SNSによる相談も実施するなど、様々な方法で切れ目なく相談を受け付けた。 また、必要に応じて関係機関と連携を進めた。</p>	<p>児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、様々な相談に柔軟かつ的確に対応していくことが課題であり、そのために研修等を通して相談員のスキル向上を図っていく。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
115		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談対応を行う。
116		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	母子生活支援施設の広域利用を図る。
117		健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。
118		教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年取が低い場合等へ配慮した円滑な運用
119		教育局	高校教育課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に嚴重に情報の管理を行う
120		教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の嚴重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努める

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>被害者に対し、母子生活支援施設に関する情報提供を行い、支援機関には必要性を働きかけ、利用の促進を図った。</p>	<p>子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談行に応じた。また、支援機関に対し、母子生活支援施設の活用必要性を説明し、通知を发出する等、利用促進に努めた。</p>	<p>子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談行に応じた。また、支援機関に対し、母子生活支援施設の活用必要性を説明し、通知を发出する等、利用促進に努めた。</p>
<p>2023(令和5)年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:8件</p>	<p>県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:41件</p>	<p>母子家庭の母等のそれぞれの事情に合わせて、県外の母子生活支援施設への入所措置を行うなど、広域利用を図ることができた。</p>
<p>福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。</p>	<p>児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。</p>	<p>被害者が母子生活支援施設において必要な支援が得られ、自立に向けて生活の安定を目指すことができたが、母子生活支援施設利用には準備や手続に時間がかかるため、入居を諦める場合がある。また、県域から妊産婦が入所できる施設がないという課題がある。児童を同伴している被害者や妊産婦に対して、相談や必要な調査、広域利用の母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。</p>
<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】 生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】 令和5年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。 【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。 いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】 生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】 令和元年度においては、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が507,000円未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。 また、令和2～5年度においては、保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降。それ以前は前年度どおり。) 【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。 支給総数:R元(12,801人)、R2(12,116人)、R3(11,818人)、R4(11,271人)、R5(10,653人) 対象者に情報が行き渡るように保護者に対して制度案内を配布するとともに「県のとより」や「facebookかながわキントロウ」、「県ホームページ」にて周知を図った。併せて、生活保護受給世帯を想定し、県内福祉事務所を通じての情報提供を行った。 いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>(事業の効果) 就学支援金の支給等により、公立高等学校に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込める環境を整えた。 (今後の方向性) 就学支援金については、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、支給対象を拡大することなど引き続き国に働きかけを行う。 高校生等奨学給付金については、支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することや、申請者の利便性を向上することについて引き続き国に働きかけを行う。</p>
<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理した。</p>	<p>各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を継続して厳重に管理することができた。次年度以降も引き続き、被害者の同伴児童の転校先等の情報について厳重に管理する。</p>
<p>管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。 【県央】市町村民教育委員会と連携した取組の中で、必要な情報提供を行ってきた。 【中】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。 【県西】市町村民教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【湘南三浦】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。 【県央】引き続き、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ、円滑な運用に努める。 【中】今後も管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めていく。 【県西】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
121		福祉子どもみらい局	私学振興課	被害者の子どもの授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年取が低い場合等へ配慮した円滑な運用
122		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携
123		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。 受給のための証明書を発行する。
124		健康医療局	保健福祉事務所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等。 福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。
施策の内容(4) 地域における支援					
125	150へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。
126	151へ再掲	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。
127	152へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携
128	153へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援
129	154へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める
130	155へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。
131		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。</p>	<p>【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。</p> <p>また、令和3年度までは、私立小中学校等に通う児童生徒への経済支援についても、手続きを周知し、補助金を交付した。(国の事業終了に伴い令和3年度をもって廃止)</p>	<p>学費支援制度の審査について、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入のみで審査を行う旨を事前に各高等学校等に周知し、学校や保護者から相談を受けた際には丁寧に事情を聴取したうえ、個別のケースに応じて柔軟に対応した。</p> <p>今後についても、引き続き円滑な運用を図っていく。</p>
<p>DV被害者の居住する自治体からの情報提供が140件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。</p>	<p>DV被害者の居住する自治体からの情報提供が734件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。</p>	<p>DV被害者の居住する自治体や配偶者の居住する自治体と適正に情報管理を行い、連携を図ることができた。</p> <p>今後も、市町村による職権処理等の事務処理が円滑に進むよう、管内市町村や他の都道府県との調整等に配慮する。</p>
<p>①②相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。</p>	<p>①②相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。</p>	<p>①相談者に対して各種制度に関する情報提供を行うとともに、必要な証明書を発行した。</p> <p>今後も情報提供及び証明書の発行を継続する。</p> <p>②DV被害者支援に係る各種制度の情報提供、相談対応を行う。受給のための証明書を発行する。</p>
<p>児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、児童手当等について、情報提供をすとともに連絡、調整を行った。住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したのに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。</p>	<p>児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、児童手当等について、情報提供をすとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したのに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。</p>	<p>母子生活支援施設や関係機関と連携をとることにより、被害者がスムーズに支援を受けることができた。</p> <p>児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をすとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したのに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施する。</p>
<p>被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。</p>	<p>被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。</p>	<p>被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が円滑に図れるようにする。</p>
<p>①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を受けた。</p>	<p>①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、自立生活に向けた生活面や心理面の相談を受け、助言を行った。</p>	<p>①生活面や心身面についての相談を実施し、DV被害者の自立に向けた支援に資することができた。</p> <p>今後も相談を継続する。</p> <p>②自立に向けた支援として、相談を受け助言をする等、被害者のエンパワメントを支援する。</p>
<p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。</p>	<p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。</p>	<p>関係機関と連携・協力、役割分担をすることにより、被害者が必要な支援を得ることができたが、DVや一時保護に関するケースでは情報提供の範囲・内容が安全面と相反し、タイミングや状況を見極める必要がある。</p> <p>町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行う。</p>
<p>行政機関等へ同行支援を行った。</p>	<p>行政機関等へ同行支援を行った。</p>	<p>同行支援により、被害者は必要な手続きをすることができた。</p> <p>行政手続きの同行支援は、行政に頼られているため、民間団体との連携を強化すると共に継続的に実施していく。</p>
<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。</p>	<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。</p>	<p>必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援の協力を依頼する。</p>
<p>民間団体に対して、同行支援への補助を行った。</p>	<p>民間団体に対して、同行支援への補助を行った。</p>	<p>民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。</p>
<p>一時保護後の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>被害者の相談に応じ、一時保護の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行った。また、危険回避や安全管理等についても相談を実施した。</p>	<p>被害者の相談に応じ、一時保護の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行う。また、危険回避や安全管理等についても相談を実施する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
施策の内容(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮					
132	76	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。
主要施策③ 女性保護施設における支援					
施策の内容(1) 女性保護施設における支援					
133		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における就労支援事業を実施する。
134		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における退所者支援を実施する。
135		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	女性保護施設における心理的な支援を実施する。
136		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設の環境を整備する。
重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等					
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実					
主要施策① 市町村における計画的な取組み					
施策の内容(1) 市町村基本計画の策定					
137		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。
施策の内容(2) 市町村における施策推進体制の充実					
138		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の庁内外連携を支援する。
139		健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
140		福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
141		教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加
主要施策② 市町村における相談窓口の充実					
施策の内容(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置					
142		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の状況により、必要に応じ関係機関と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な対応をするよう配慮を行った。</p>	<p>被害者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を行う。</p>
<p>女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。</p>	<p>女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。</p>	<p>退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。</p>	<p>女性自立支援施設退所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。</p>	<p>非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。 個々のケースに応じた当事者目線の支援を充実させていくには現状の人員では難しい状況であることから、令和6年4月1日から個別対応職員1名を配置する。</p>
<p>障がい者用居室や母子用居室を利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。</p>	<p>平成26年に整備した障がい者用居室や母子用居室を利用して障がい者や母子の受け入れに対応した。</p>	<p>女性自立支援施設入所者の利便を必要以上に制限することがないような、当事者目線に寄り添った支援が可能な環境づくりを推進する必要がある。</p>
<p>県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 31市町で基本計画策定</p>	<p>県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 32市町で基本計画策定</p>	<p>継続する。</p>
<p>他県や国の制度等について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。</p>	<p>DV防止に関する施策調査、他県や国の制度について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)</p>	<p>地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議を実施・参加した(コロナ感染症の拡大により一部中止)。</p>	<p>連携強化のため、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議を実施・参加する。 既存の会議を活用し支援調整会議(女性支援新法)に位置付ける。</p>
<p>コロナの情勢を踏まえつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。</p>	<p>コロナ禍においても、感染予防に努めつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。</p>	<p>関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。 継続する。</p>
<p>【湘南三浦・県央・県西】 必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。 【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等に参加した。また市町村庁内外連携会議へ参加しDV対策等の情報交換を行った。 【県央】必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加してきた。 【中】児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。 【県西】市町村庁内外連携会議へ参加することにより、情報の共有及び連携の強化が図れた。 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加を通して連携強化が図れた。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、関連する会議に参加することを通して、情報共有しながら連携を強化する。 管内市町村の支援につながる事業の周知・広報に努める。 【県央】引き続き、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加する。 【中】今後も必要に応じて、児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加していく。 【県西】今後も管内市町村の支援につながる事業の周知・広報に努める。</p>
<p>市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。</p>	<p>県内市町村のDV主管課長会議において、DV施策調査、他県、国の情報を提供した。 また、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。</p>	<p>継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
143		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望する。
施策の内容(2) 市町村における身近な相談窓口の充実					
144		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。
145		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。
146	206へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。
147	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。
148	199	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。
施策の内容(3) 市町村における自立支援の実施					
149		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。
150	125	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。
151	126	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。
152	127	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携
153	128	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援
154	129	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める
155	130	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。

【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績	【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。	継続する。
①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。	①相談員対象の研修の実施及び情報提供により、市町村の被害者相談窓口の充実を支援することができた。今後も研修実施及び情報提供を継続する。 ②市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施や情報提供等により、関係機関への支援を行う。
市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。	継続する。
市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。	市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会を5年間で計12回【コロナにより8回中止】、女性問題研修会を5年間で計17回実施した。	拡大事例検討会と女性問題研修会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を行うことができた。今後も拡大事例検討会と女性問題研修会を継続する。
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	新型コロナウイルス感染症の拡大により2022年度まで中止していたが、2022年度から県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。	継続する。
関係機関を対象とした研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。	被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。	困難な問題を抱える被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣する。
市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。	市町村の自立支援の実施について、DV施策調査を実施し、また他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。 ・特別定額給付金の支給について、市町村に国の情報提供を行うとともに、市町村・他県との連絡調整を行い滞りなく支給ができるよう努めた。	継続する。
被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。	被害者が新たな地域で生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が図れるよう後方支援を行った。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について協議し、他の都道府県等との連携が円滑に図れるようにする。
①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を受けた。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所等と連携し、自立生活に向けた生活面や心理面の相談を受け、助言を行った。	①生活面や心身面についての相談を実施し、DV被害者の自立に向けた支援に資することができた。今後も相談を継続する。 ②自立に向けた支援として、相談を受け助言をする等、被害者のエンパワメントを支援する。
町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	関係機関と連携・協力、役割分担をすることにより、被害者が必要な支援を得ることができたが、DVや一時保護に関するケースでは情報提供の範囲・内容が安全面と相反し、タイミングや状況を見極める必要がある。 町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行う。
行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。	同行支援により、被害者は必要な手続きをすることができた。 行政手続きの同行支援は、行政に頼られているため、民間団体との連携を強化すると共に継続的に実施していく。
必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。	必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。	必要な各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援の協力を依頼する。
民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	継続する。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
主要施策③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携					
施策の内容(1) 地域における関係機関ネットワークの充実					
156		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加する。
157		健康医療局	保健福祉事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
158		福祉子どもみらい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
159		教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加
160		県警察本部	人身安全対策課	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	関係機関との連携協力
施策の内容(2) 県による広域連携支援					
161		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。
162		健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施
163		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	女性相談員研修会を開催する。
164		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。
165	15	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施します。	法律相談、精神保健相談、メンタルケアなどの専門相談を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。</p>	<p>①②③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。</p>	<p>①②関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等により、連携強化に努めた。 今後も各種会議への情報提供等により連携強化を継続する。 ③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供など行う等し、連携強化に努めていく。</p>
<p>地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。地域DV対策情報交換会議において市町や警察と情報交換・研修等を実施した。また、要保護児童対策地域協議会に参加した。</p>	<p>地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。地域DV対策情報交換会議において市町や警察と情報交換・研修等を実施した。また、要保護児童対策地域協議会に参加した。</p>	<p>関係機関との連携により、被害者のニーズに応じた支援を受けることができたが、(多くの機関が関わるメリットとともに、)個人情報漏洩防止に、より留意して取り組む必要があると思われる。</p>
<p>コロナ情勢を踏まえながら、5所で管内医療機関との連絡会を実施。管内警察署との連絡会は5所のみ実施。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。</p>	<p>コロナ情勢を踏まえながら、管内医療機関との連絡会や管内警察署との連絡会を実施(6所)。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。</p>	<p>関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。 継続する。</p>
<p>学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。</p>	<p>【湘南三浦】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。 【県央】必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加してきた。 【中】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。 【県西】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加を通して関係機関・関係団体のネットワークの充実が図れた。</p>	<p>【湘南三浦】必要に応じて、関連する会議に参加することを通して、情報共有しながら関係機関・団体との連携を強化する。 【県央】引き続き、学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加する。 【中】今後も必要に応じて、学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加していく。 【県西】今後も関係機関・団体との連携強化に努める。</p>
<p>各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。</p>	<p>各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。</p>	<p>継続する。</p>
<p>被害者の居住する市町村との連携に努め、必要な情報提供を行った。</p>	<p>研修等で、DV被害者支援について必要な情報提供を行い、被害者が必要な支援を受けることができるよう市町村等との連携に努めた。</p>	<p>研修等で、DV被害者支援について必要な情報提供を行い、被害者が必要な支援を受けることができるよう市町村等との連携に努める。</p>
<p>・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。</p>	<p>町村職員と連携して被害者の支援を実施した。 郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木)</p>	<p>郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) 町村職員との連携により、被害者が必要な支援を受けることができたため、引き続き被害者の支援を実施する。 女性支援新法の下、より幅広い対象者の相談・支援や民間を含む各機関との協働、アウトリーチ等を実施し、困難女性のニーズに対応していくとともに、女性相談員による相談体制の整備を要望していく。</p>
<p>女性相談員向けの研修会を開催した。(1回)</p>	<p>女性相談支援員向けの研修会を年1回、企画・開催した。</p>	<p>県保健福祉事務所等が、町村と連携して困難な問題を抱える被害者の相談や自立支援を行う女性相談支援員に対して研修を実施する。</p>
<p>①②④四県市DVセンター連絡会の開催及び参加した。(1回)</p>	<p>①②④四県市DVセンター連絡会の開催及び参加により、被害者支援の情報交換を行った。</p>	<p>①四県市DVセンター連絡会の開催及び参加により、連携強化を図る。</p>
<p>専門相談を実施した。 法律相談:42件 精神保健相談:4件 メンタルケア:44件 DV専門相談件数:計90件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。</p>	<p>専門相談を継続して実施した。 法律相談(5年間延件数):297件 精神保健相談(5年間延件数):40件 メンタルケア(5年間延件数):168件 男性被害者向け法律相談を令和5年度から実施し、男性被害者の支援の拡充を図った。</p>	<p>専門相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 今後も専門相談を継続する。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
166	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
167	26	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。
168	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
169	22	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。
170	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
171	23	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。
172	24	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立
施策の方向6 民間団体との連携、支援					
主要施策① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援					
施策の内容(1) 民間団体との意見交換					
173		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。
施策の内容(2) 民間団体と連携した啓発等					
174		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。
175		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授等を講師とした研修を開催
施策の内容(3) 被害者相談における連携					
176	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
177	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
施策の内容(4) 中長期支援施設の運営に対する支援					
178	104	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。
179	105	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)
施策の内容(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業					
180	48	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。
施策の内容(6) 被害者支援を行う民間団体への支援					
181		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。
182		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
男性被害者相談を実施した。 男性被害者相談:729件	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談(5年間延件数):4,128件	男性被害者相談を継続して実施し、男性被害者への相談支援を行うことができた。 今後も男性被害者相談を継続する。
DVに悩む男性のための相談を実施した。 DVに悩む男性のための相談:68件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施した。 DVに悩む男性のための相談(5年間延件数):318件	DVに悩む男性のための相談を継続して実施し、男性への相談支援を行うことができた。 今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を継続して実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	時間外の相談体制を確保し、被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も休日夜間のDV相談を継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン:249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数):1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携協力のもとに、被害者の緊急相談に対応した。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。また、休日夜間緊急対応の人員確保に努める。
休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	継続する。
被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。	関係機関・関係団体との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続する。
デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。	デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。 また、最新のデータを提供するため、改訂を2020年3月、2021年3月、2023年10月の3回行った。	デートDVに関する知識を県内の中学生に配布することができた。冊子で配布することにより、繰り返し内容を確認することができている。
精神科医、大学教授等を講師とした事例検討会及び、民間団体スタッフ等を講師とした女性問題研修会を実施した。	精神科医、大学教授等を講師とした事例検討会及び、弁護士、精神科医、民間団体スタッフ等を講師とした女性問題研修会を継続して実施した。	弁護士、精神科医、大学教授、民間団体スタッフ等と連携し、専門的な知識に関する研修を実施した。 今後も専門的な知識に関する研修を継続する。
休日夜間等のDV相談(週末ホットライン)を実施した。 土日17:00～21:00 祝日9:00～21:00 週末ホットライン:249件	週末ホットラインを継続して実施した。 週末ホットライン(5年間延件数):1,529件	週末ホットラインを継続して実施し、時間外における被害者の緊急相談に対応することができた。 今後も週末ホットラインを継続する。
外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数:484件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数(5年間延件数):2,552件 対応言語は令和2年度までは7言語、令和3年度からは8言語に拡大した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施することができた。 令和6年度からは、より多様な相談者への支援のため、対応言語を13言語に拡大して実施する。
中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。	継続する。
連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。	連絡会議を開催し、民間団体との情報共有を通して、被害者支援の強化を図った。	中長期支援施設を運営する民間団体に対し、連絡会の開催等、一時保護後の切れ目のない支援を目指し連携強化に努める。
県内市町村と協定を締結して実施した。 必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。 必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。	継続する。
民間団体職員を対象とした研修を実施した。(3回)	職員の資質向上のため、民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施した。	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施し、資質向上を図る。
民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
183		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。
184		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。	民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。
185		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。
186		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理判定員による助言を行う。

施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成

主要施策① 関係機関等との相互の連携

施策の内容(1) ネットワークの充実

187		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。
188		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。
189		福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実
190		健康医療局	保健福祉事務所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	ケースカンファレンスへの参加
191		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。
192		県警察本部	人身安全対策課	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携
193		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。
194		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を送るための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、民間団体との意見交換や自立支援活動への補助を実施する。

<p>《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスに出向き、助言等を行った。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスに出向き助言等を行っていき。また、委託解除後も、必要に応じて助言等のアフターフォローを実施する。
同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の実施はなかった。	必要に応じて、同伴児童の学習面に関する支援について、情報交換を行った。	同伴児童の学習面に関する支援については、各民間委託団体が独自に工夫を凝らし実施しており、情報共有により、支援の向上を図る。
民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。 民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助) 民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。
民間委託施設等を利用した被害者に対して、心理判定員を派遣し、心理検査や心理的ケア等、実施した。	必要に応じて、民間委託施設等を利用した被害者に対して、心理判定員を派遣し、心理検査の実施や心理的ケアに努めた。必要に応じて、職員に対し支援にかかわる助言を行った。	様々な体験で傷ついている被害者に対し、心理判定員による心理的ケアを行っていく。ただし、民間委託施設等を利用した被害者に対し、心理判定員を派遣する割合は低く、利用者支援に格差がでないよう、支援のあり方について検討していく必要がある。
新型コロナウイルス感染症の拡大により中止していたDV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努めた。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。DVプラン改定の方向性について、「新法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」策定に向け委員からの意見を反映することができた。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努めた。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。 DVプラン改定について、「新法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定した。	DVプラン改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」が令和6年4月1日より施行された。本計画では、当事者への支援に関わる県、市町村、警察、民間団体、関係機関等すべての関係者が、対等な関係性の下、各機関がそれぞれの分野の強みを発揮し、当事者本人を中心に、連携・協働した支援に取り組む。さらに、当事者に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、県、市町村、民間団体、関係機関が連携して情報共有や支援内容の検討を行うための支援調整会議を組織するとともに、関係機関のネットワークづくりに取り組む。
各種会議、カンファレンスにより、連携の強化に努めた。	各種会議、カンファレンスにより、関係機関・関係団体との連携強化に努めた。	支援調整会議を含む各種会議、ケースカンファレンスを通して、関係機関・関係団体との連携を強化する。
女性相談所との連絡会に参加。互いの状況を共有し、意見交換などを通じて、連携強化を図った。	コロナ禍においても感染予防に努めつつ、互いの状況を共有し、意見交換などを通じて、連携強化を図った。	双方の状況を共有することで連携強化を図ることができた。 継続する。
参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。	関係機関との情報共有は不可欠だが、DV事案の秘匿性が参加者に十分に浸透していない場合があり、情報漏洩の防止が課題である。 関係機関・関係団体との連携により、被害者の安全や自立に向けた支援の構築ができた。 参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討し、一層の関係機関・関係団体との連携を継続する。
DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。	DV対策推進会議を開催してDV対策について議論するとともに情報共有を行い、医療や法律などの関係機関との連携を図った。 2021年度及び2022年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。	関係機関・関係団体との綿密な連携は引き続き重要であるため、継続して実施する。
事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	継続する。
DV防止啓発冊子をホームページに掲載するとともに、令和6年4月からの制度拡充についても掲載し、保護命令の内容等を広く周知した。 また、市町村相談員等を対象に、保護命令制度に関する研修を実施した。	DV防止啓発冊子を継続してホームページ掲載するとともに、令和6年4月からの制度拡充についても掲載し、保護命令の内容等を広く周知した。 また、市町村相談員等を対象に、保護命令制度に関する研修を実施した。	ホームページへの情報の掲載や研修の実施により、保護命令制度について周知を行うことができた。 今後も周知を継続する。
庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。 被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、DV対策推進会議や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。 被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。 庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。	民間団体は人的・財政状況が厳しいため、安定的な事業実施のための補助を充実させる必要がある。

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
195		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関との連携に努める。
施策の内容(2) 広域における連携					
196		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。
197		県警察本部	人身安全対策課	関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応
主要施策② 支援者の育成と資質向上等					
施策の内容(1) 職務関係者への研修等の充実					
198	17、147へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。
199	148へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。
200		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施
201		教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施
202		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。
203		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター ④人身安全対策課	被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。
204		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。
施策の内容(2) 支援者への支援					
205		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスケアの充実に努める

<p>【1年間の振り返り】 2023(令和5)年度事業実績</p>	<p>【計画期間5年間の振り返り】 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)</p>	<p>【一時評価】 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)</p>
<p>①②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。</p>	<p>①②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有し、連携を図った。</p>	<p>①市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援に努めた。今後も切れ目のない支援に努める。 ②情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席し、関係機関と情報共有を行い、長期にわたる切れ目のない支援を目指し連携に努める。</p>
<p>他県の母子生活支援施設等を活用する場合は、必要に応じて連携・調整に努めた。</p>	<p>広域支援が必要な場合は、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用のため、都道府県域を越えた連携、調整を実施した。</p>	<p>都道府県域を越えた広域支援は全国的にも例が少なく多くの課題がある。円滑な広域連携の実施に向け、連携調整に努める必要がある。</p>
<p>事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。</p>	<p>事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。</p>	<p>継続する。</p>
<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、コロナの影響により中止した。</p>	<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、コロナの影響により中止した。</p>	<p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する。</p>
<p>関係機関を対象とした研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。</p>	<p>被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。</p>	<p>困難な問題を抱える被害者の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施するほか、研修に職員を派遣する。</p>
<p>関係機関を対象とした研修や講師の派遣を行った。</p>	<p>職務関係者に対し、研修を実施したり、講師の派遣を行い、制度の趣旨の周知や啓発、情報提供を行った。</p>	<p>困難な問題を抱える被害者への最適な支援実施のため、職務関係者に対し、制度の周知や啓発を目的に研修を実施する。</p>
<p>各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)</p>	<p>毎年度人権教育指導者養成研修講座において交際相手からの暴力の問題について取り上げた。また、県立学校人権教育校内研修会においても毎年度複数校がこのテーマで実施した。</p>	<p>外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。</p>
<p>①女性問題研究会や事例検討会で研修を実施した。 ②女性相談員や新任の行政職員に対し研修を実施した。</p>	<p>①女性問題研究会や事例検討会で研修を継続して実施した。 ②女性相談員や新任の行政職員、管理職に対し、研修を実施し、職員の専門性を高めた。</p>	<p>①弁護士、精神科医、大学教授、民間団体スタッフ等と連携し、専門的な知識に関する研修を実施した。今後も専門的な知識に関する研修を継続する。 ②女性相談支援員や新任の行政職員等に対し、研修を実施し、職員の専門性を高める。</p>
<p>①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③女性相談支援センター(旧女性相談所)の主催研修において、情報管理等の危機管理の内容も含み、研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。</p>	<p>①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を継続して実施した。 ③女性相談支援センター(旧女性相談所)の主催研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。</p>	<p>①継続して実施する。 ②情報管理等に関する研修を継続して実施し、適切な情報管理を図った。今後も情報管理等に関する研修を継続する。 ③被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を実施し、被害者及び施設等の安全を確保する。 ④継続する。</p>
<p>①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して情報交換を行った。</p>	<p>①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②会議や研修等を通して情報交換を行った。 ③被害者支援等に関するノウハウについて、会議や研修等を通して、市町村との情報交換を行い、資質向上に努めた。</p>	<p>①今後も県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を継続する。 ②会議や研修等を通して情報交換を行い、資質向上に努めた。今後も情報交換を行い、資質向上に努める。 ③新法に基づき新たに設置される支援調整会議も含め、様々な会議や研修等を通して、被害者支援に関するノウハウについて市町村との情報交換を行う。</p>
<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討を定期的に行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。 ②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。</p>	<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討を定期的に行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。 令和4年度には、相談員等のメンタルヘルスケアに関する研修を実施した。 ②被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的にメンタルヘルスケアの充実にも努めた。</p>	<p>①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討の実施、及びメンタルヘルスケアに関する研修の実施により、相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。今後も相談員等の精神的な負担軽減に努める。 ②多様で複雑な課題を抱えている被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い支援が実施できるよう、SVを中心としたスーパーバイズを適宜行っていく。相談員等のメンタルヘルスケアのための研修に参加させ、精神的な負担軽減に努めていく。</p>

通し番号	再掲通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容
206	146	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。
施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応					
主要施策① 調査研究					
施策の内容(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究					
207		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。
208		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	より適切な被害者支援に向けて、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者等の実態について、把握する。
209		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。	国等の調査・研究の情報を収集し、関係機関へ情報提供する。
施策の内容(2) 国への要望					
210		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	DV防止や男性被害者相談等に関する支援体制等について国へ要望する。
211	13へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。
212		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。	売春防止法の抜本的改正または女性保護に関する新たな法整備について、国へ要望する。
主要施策② 提案・苦情への対応					
施策の内容(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応					
213		各所管部局・県警察本部・市町村	全所管部局・県警察本部	県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。	被害者の支援に関する提案や被害者からの苦情の申出に対する、適切・迅速な対応

《1年間の振り返り》 2023(令和5)年度事業実績	《計画期間5年間の振り返り》 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度事業実績 (アウトプット)	《一時評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性 (アウトカム)
市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。	市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会を5年間で計12回【コロナにより8回中止】、女性問題研修会を5年間で計17回実施した。	拡大事例検討会と女性問題研修会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を行うことができた。今後も拡大事例検討会と女性問題研修会を継続する。
相談窓口登録者へアンケートを行い、その結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実を行う等施策に反映させた。	精神的暴力等の相談事例を収集し、啓発まんがを作成した。 相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。	継続する。
①②多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。より最適な被害者支援に向け、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画に反映させた。	①②多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。	①より適切な被害者支援に向けて、多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。 今後も現状をきめ細やかに把握し課題解決に努める。 ②多様で複雑な課題を抱えている被害者の実態について、継続的に把握するとともに計画を遂行し、被害者支援の向上に努める。
国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供した。	加害者対策や通信機器の利用制限について、国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供を行った。	継続する。
DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。	配偶者等からの暴力の防止や被害者支援に関する制度改正等について、国へ要望した。 DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。	継続する。
加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	加害者対策の具体化等について国へ要望した。 国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。 加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。	継続する。
女性保護に関する新たな法整備である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行にともなう体制・環境整備について、国へ要望した。	配偶者等からの暴力の防止や被害者支援に関する制度改正等について、国へ要望した。 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う事業の実施について検討し、実施する。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う事業の実施について検討し、令和6年度当初予算に新規施策実施のための予算を計上した。
県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。	県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。	継続する。